新居浜市国民健康保険条例及び新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例及び新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のと おり制定する。

平成27年12月1日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市国民健康保険条例及び新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例

(新居浜市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 新居浜市国民健康保険条例 (昭和35年条例第9号) の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5 項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)」に改める。

第24条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第24条の2第1項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項 第2号中「氏名」を「氏名及び個人番号」に改める。

(新居浜市介護保険条例の一部改正)

第2条 新居浜市介護保険条例(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。 第14条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)」に改める。

第15条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の提供を求めることとなる書類の記載事項に関する規定の整備を行うため、本案を提出する。